

議案第 31 号

飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

北吉城クリーンセンターをし尿処理施設からし尿中継施設へ変更するための改正

飛驒市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

飛驒市廃棄物処理施設設置条例（平成16年飛驒市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第1条中「処理施設」を「処理及び中継施設」に改める。

第2条の表中

「

し尿処理施設	みずほクリーンセンター
	北吉城クリーンセンター

」

を

「

し尿処理施設	みずほクリーンセンター
し尿中継施設	北吉城クリーンセンター

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飛騨市廃棄物処理施設設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																																
<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物のうち、ごみ、し尿等の<u>処理施設</u> (以下「施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設区分</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理施設</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>資源化ごみ処理施設</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>みずほクリーンセンター</td> <td>飛騨市宮川町三川原1083番地</td> </tr> <tr> <td><u> </u></td> <td>北吉城クリーンセンター</td> <td>飛騨市神岡町吉ヶ原36番地1</td> </tr> <tr> <td>埋立処分施設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	施設区分	名称	位置	ごみ処理施設	略		資源化ごみ処理施設	し尿処理施設	みずほクリーンセンター	飛騨市宮川町三川原1083番地	<u> </u>	北吉城クリーンセンター	飛騨市神岡町吉ヶ原36番地1	埋立処分施設	略		<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物のうち、ごみ、し尿等の<u>処理及び中継施設</u> (以下「施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設区分</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理施設</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>資源化ごみ処理施設</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>みずほクリーンセンター</td> <td>飛騨市宮川町三川原1083番地</td> </tr> <tr> <td><u>し尿中継施設</u></td> <td>北吉城クリーンセンター</td> <td>飛騨市神岡町吉ヶ原36番地1</td> </tr> <tr> <td>埋立処分施設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	施設区分	名称	位置	ごみ処理施設	略		資源化ごみ処理施設	し尿処理施設	みずほクリーンセンター	飛騨市宮川町三川原1083番地	<u>し尿中継施設</u>	北吉城クリーンセンター	飛騨市神岡町吉ヶ原36番地1	埋立処分施設	略	
施設区分	名称	位置																															
ごみ処理施設	略																																
資源化ごみ処理施設																																	
し尿処理施設	みずほクリーンセンター	飛騨市宮川町三川原1083番地																															
<u> </u>	北吉城クリーンセンター	飛騨市神岡町吉ヶ原36番地1																															
埋立処分施設	略																																
施設区分	名称	位置																															
ごみ処理施設	略																																
資源化ごみ処理施設																																	
し尿処理施設	みずほクリーンセンター	飛騨市宮川町三川原1083番地																															
<u>し尿中継施設</u>	北吉城クリーンセンター	飛騨市神岡町吉ヶ原36番地1																															
埋立処分施設	略																																

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	北吉城クリーンセンターをし尿処理施設からし尿中継施設へ変更するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【背景及び趣旨】</p> <p>市内のし尿処理施設の2施設（北吉城クリーンセンター、みずほクリーンセンター）は、いずれも老朽化が進行し、今後大規模な修繕が必要な時期となっている。一方で、同施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量（処理量）は、下水道の普及や人口減少の影響により施設建設当時の見込量より減少しており、両施設とも現状の処理能力に余裕のある状況となっている。</p> <p>このため、令和4年度からし尿及び浄化槽汚泥の処理機能をみずほクリーンセンターに統合し、特に老朽化の著しい北吉城クリーンセンターを「し尿処理施設」から「し尿中継施設」へ機能変更するための改正を行うもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>新たな施設区分として「し尿中継施設」を設け、同施設として「北吉城クリーンセンター」を位置付ける。</p> <p style="text-align: right;">（第1条、第2条関係）</p>
市民への影響等	し尿処理は従来どおり実施可能であることから市民への影響はない。
施行日	令和4年4月1日
備考	高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約（平成17年飛騨市告示第13-2号）についても合わせて改正する。